

様式第3号（第4条関係）

介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度に係る取扱い誓約書

年 月 日

大山崎町長 様

（事業者）所在地
名称
代表者氏名

大山崎町介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定による受領委任払いの取扱いを届け出るにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。また、雇用する従業員に対しても、次の事項を遵守させることを誓約します。

- 1 特定福祉用具の販売又は住宅改修（以下「住宅改修等」という。）に関しては、関係法令及び要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行うに当たっては、居宅要介護被保険者等が提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、大山崎町介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度が利用可能であるかどうかを確認すること。また、当該居宅要介護被保険者等の過去の住宅改修等に係る給付実績を確認すること。
- 3 住宅改修等を行うに当たっては、大山崎町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 介護保険住宅改修費等については、介護保険負担割合証を確認したうえで、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等から受けるものとし、これを減額し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、当該居宅要介護被保険者等に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 5 居宅要介護被保険者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等に応じて公平公正かつ適切な住宅改修等の提供を行うように努めること。
- 6 業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する情報を漏らさないこと。また、取扱事業者でなくなった後や、事業者の従業員でなくなった後においても同様とすること。

- 7 居宅要介護等被保険者等から住宅改修等に関し、苦情又は相談があった場合は、当該居宅要介護等被保険者等の状況を詳細に把握するため、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、当該居宅要介護等被保険者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に処理を行うこと。その他、事業者において処理し得ない内容についても、行政機関等との協力により適切な対応方法を当該居宅要介護等被保険者等の立場を考慮しながら検討し、対処すること。
- 8 登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱様式第5号にて町長に届け出ること。
- 9 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、又は再開する場合には、速やかにその旨を要綱様式第6号にて町長に届け出ること。
- 10 正当な理由なく、受領委任払いによる介護保険住宅改修費等の提供を拒まないこと。
- 11 居宅要介護被保険者等が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を大山崎町に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、住宅改修等を行うに当たって必要な手続きに協力しないとき。
- 12 住宅改修の施工に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、当該居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。